

平成30年 5 月14日開会

平成30年 月 日閉会

平成30年5月宮古市議会臨時会議案

(1)

議 案 目 次

議案番号	件 名
議案第 1 号	平成 2 9 年度宮古市一般会計補正予算（第 9 号）の専決処分に関し承認を求めることについて
議案第 2 号	宮古市市税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
議案第 3 号	宮古市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて

議案第 1 号

平成 29 年度宮古市一般会計補正予算（第 9 号）の専決処分に関し承認を求める
ことについて

平成 29 年度宮古市一般会計補正予算（第 9 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律
第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第 3 項
の規定により、議会の承認を求める。

平成 30 年 5 月 14 日提出

宮古市長 山 本 正 徳

平成29年度宮古市一般会計補正予算（第9号）

平成29年度宮古市一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ641,184千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51,954,319千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成30年3月31日

宮古市長 山 本 正 徳

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入		(単位・千円)		
会 計	一般会計			
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 地方譲与税		254,000	1,886	255,886
	1 地方揮発油譲与税	80,000	△6,109	73,891
	2 自動車重量譲与税	173,000	8,116	181,116
	3 特別とん譲与税	1,000	△121	879
3 利子割交付金		4,000	4,134	8,134
	1 利子割交付金	4,000	4,134	8,134
4 配当割交付金		13,000	△1,511	11,489
	1 配当割交付金	13,000	△1,511	11,489
5 株式等譲渡所得割交付金		11,000	2,322	13,322
	1 株式等譲渡所得割交付金	11,000	2,322	13,322
6 地方消費税交付金		988,000	△2,572	985,428
	1 地方消費税交付金	988,000	△2,572	985,428
7 ゴルフ場利用税交付金		8,000	1,424	9,424
	1 ゴルフ場利用税交付金	8,000	1,424	9,424
8 自動車取得税交付金		26,000	18,632	44,632
	1 自動車取得税交付金	26,000	18,632	44,632
10 地方交付税		12,530,809	36,155	12,566,964
	1 地方交付税	12,530,809	36,155	12,566,964
11 交通安全対策特別交付金		6,000	1,482	7,482
	1 交通安全対策特別交付金	6,000	1,482	7,482
14 国庫支出金		5,843,838	3,000	5,846,838
	2 国庫補助金	1,504,410	3,000	1,507,410
15 県支出金		4,880,564	565,019	5,445,583
	2 県補助金	3,637,799	565,019	4,202,818
17 寄附金		221,795	57,151	278,946
	1 寄附金	221,795	57,151	278,946
18 繰入金		11,379,548	△67,922	11,311,626
	1 基金繰入金	11,379,548	△67,922	11,311,626
20 諸収入		707,549	21,984	729,533
	4 雑入	187,869	21,984	209,853
補正されなかった款項にかかる額		14,439,032		14,439,032
** 歳 入 合 計 **		51,313,135	641,184	51,954,319

2 歳 出		(単位・千円)		
会 計	一般会計			
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		15,597,254	680,676	16,277,930
	1 総務管理費	5,507,841	114,695	5,622,536
	7 震災復興費	9,338,483	565,981	9,904,464
4 衛生費		2,072,743	△31,960	2,040,783
	2 清掃費	1,029,950	△31,960	997,990
9 消防費		1,645,798	△7,532	1,638,266
	1 消防費	1,645,798	△7,532	1,638,266
補正されなかった款項にかかる額		31,997,340		31,997,340
** 歳 出 合 計 **		51,313,135	641,184	51,954,319

歳入補正予算事項別明細書

1 歳入

会計 款 項	一般会計 2 地方譲与税 1 地方揮発油譲与税			
目		補正前の額	補正額	計
1 地方揮発油譲与税		80,000	△6,109	73,891
** 計 **		80,000	△6,109	73,891

会計 款 項	一般会計 2 地方譲与税 2 自動車重量譲与税			
目		補正前の額	補正額	計
1 自動車重量譲与税		173,000	8,116	181,116
** 計 **		173,000	8,116	181,116

会計 款 項	一般会計 2 地方譲与税 3 特別とん譲与税			
目		補正前の額	補正額	計
1 特別とん譲与税		1,000	△121	879
** 計 **		1,000	△121	879

会計 款 項	一般会計 3 利子割交付金 1 利子割交付金			
目		補正前の額	補正額	計
1 利子割交付金		4,000	4,134	8,134
** 計 **		4,000	4,134	8,134

会計 款 項	一般会計 4 配当割交付金 1 配当割交付金			
目		補正前の額	補正額	計
1 配当割交付金		13,000	△1,511	11,489
** 計 **		13,000	△1,511	11,489

会計 款 項	一般会計 5 株式等譲渡所得割交付金 1 株式等譲渡所得割交付金			
目		補正前の額	補正額	計
1 株式等譲渡所得割交付金		11,000	2,322	13,322
** 計 **		11,000	2,322	13,322

(単位・千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 地方揮発油譲与税	△6,109	地方揮発油譲与税 △6,109

節		説 明
区 分	金 額	
1 自動車重量譲与税	8,116	自動車重量譲与税 8,116

節		説 明
区 分	金 額	
1 特別とん譲与税	△121	特別とん譲与税 △121

節		説 明
区 分	金 額	
1 利子割交付金	4,134	利子割交付金 4,134

節		説 明
区 分	金 額	
1 配当割交付金	△1,511	配当割交付金 △1,511

節		説 明
区 分	金 額	
1 株式等譲渡所得割交付金	2,322	株式等譲渡所得割交付金 2,322

1 歳 入

会計 款 項	一般会計 6 地方消費税交付金 1 地方消費税交付金			
目		補正前の額	補 正 額	計
1 地方消費税交付金		988,000	△2,572	985,428
** 計 **		988,000	△2,572	985,428

会計 款 項	一般会計 7 ゴルフ場利用税交付金 1 ゴルフ場利用税交付金			
目		補正前の額	補 正 額	計
1 ゴルフ場利用税交付金		8,000	1,424	9,424
** 計 **		8,000	1,424	9,424

会計 款 項	一般会計 8 自動車取得税交付金 1 自動車取得税交付金			
目		補正前の額	補 正 額	計
1 自動車取得税交付金		26,000	18,632	44,632
** 計 **		26,000	18,632	44,632

会計 款 項	一般会計 10 地方交付税 1 地方交付税			
目		補正前の額	補 正 額	計
1 地方交付税		12,530,809	36,155	12,566,964
** 計 **		12,530,809	36,155	12,566,964

会計 款 項	一般会計 11 交通安全対策特別交付金 1 交通安全対策特別交付金			
目		補正前の額	補 正 額	計
1 交通安全対策特別交付金		6,000	1,482	7,482
** 計 **		6,000	1,482	7,482

会計 款 項	一般会計 14 国庫支出金 2 国庫補助金			
目		補正前の額	補 正 額	計
5 土木費国庫補助金		1,176,237	3,000	1,179,237
** 計 **		1,504,410	3,000	1,507,410

節		説 明
区 分	金 額	
1 地方消費税交付金	△2,572	地方消費税交付金 △2,572

節		説 明
区 分	金 額	
1 ゴルフ場利用税交付金	1,424	ゴルフ場利用税交付金 1,424

節		説 明
区 分	金 額	
1 自動車取得税交付金	18,632	自動車取得税交付金 18,632

節		説 明
区 分	金 額	
1 地方交付税	36,155	特別交付税 36,155

節		説 明
区 分	金 額	
1 交通安全対策特別交付金	1,482	交通安全対策特別交付金 1,482

節		説 明
区 分	金 額	
5 臨時道路除雪	3,000	臨時道路除雪事業 3,000

1 歳 入

会計 款 項	一般会計 15 県支出金 2 県補助金			
目		補正前の額	補 正 額	計
1 総務費県補助金		1,151,988	565,019	1,717,007
** 計 **		3,637,799	565,019	4,202,818

会計 款 項	一般会計 17 寄附金 1 寄附金			
目		補正前の額	補 正 額	計
1 寄附金		221,795	57,151	278,946
** 計 **		221,795	57,151	278,946

会計 款 項	一般会計 18 繰入金 1 基金繰入金			
目		補正前の額	補 正 額	計
1 財政調整基金繰入		3,162,874	△66,922	3,095,952
10 東日本大震災復興基金繰入		1,258,041	△5,000	1,253,041
11 東日本大震災復興交付金基金繰入		6,694,427	4,000	6,698,427
** 計 **		11,379,548	△67,922	11,311,626

会計 款 項	一般会計 20 諸収入 4 雑入			
目		補正前の額	補 正 額	計
5 雑入		187,865	21,984	209,849
** 計 **		187,869	21,984	209,853

(単位・千円)

節		説 明
区 分	金 額	
10 東日本大震災復興交付金	565,019	東日本大震災復興交付金 565,019

節		説 明
区 分	金 額	
1 総務費寄附金	56,276	ふるさと寄附金 56,276
2 教育費寄附金	875	教育費寄附金 875

節		説 明
区 分	金 額	
1 財政調整基金繰入	△66,922	財政調整基金繰入 △66,922
1 東日本大震災復興基金繰入	△5,000	東日本大震災復興基金繰入 △5,000
1 東日本大震災復興交付金基金繰入	4,000	東日本大震災復興交付金基金繰入 4,000

節		説 明
区 分	金 額	
6 市町村振興交付金	21,984	市町村振興交付金 21,984

歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

2 歳 出

会計 款 項	一般会計 2 総務費 1 総務管理費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 一般管理費	1,401,330	△1,025	1,400,305				
		5 財産管理費	2,770,384	55,314	2,825,698				55,314
		14 諸費	126,123	60,406	186,529				
		＊ ＊ 計 ＊ ＊	5,507,841	114,695	5,622,536				55,314

会計 款 項	一般会計 2 総務費 7 震災復興費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 復興総務費	3,090,064	565,981	3,656,045		565,019		962
		2 被災市街地復興事業費	6,008,859		6,008,859				△1,000
		＊ ＊ 計 ＊ ＊	9,338,483	565,981	9,904,464		565,019		△38

会計 款 項	一般会計 4 衛生費 2 清掃費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 清掃総務費	1,029,950	△31,960	997,990				
		＊ ＊ 計 ＊ ＊	1,029,950	△31,960	997,990				

会計 款 項	一般会計 8 土木費 2 道路橋りょう費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		2 道路維持費	644,029		644,029	3,000			
		＊ ＊ 計 ＊ ＊	3,407,572		3,407,572	3,000			

会計 款 項	一般会計 9 消防費 1 消防費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 常備消防費	1,105,396	△7,532	1,097,864				
		＊ ＊ 計 ＊ ＊	1,645,798	△7,532	1,638,266				

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
△1,025	19 負担金補助及び交付金	△1,025	宮古地区広域行政組合負担金 △1,025
	25 積立金	55,314	市勢振興基金積立金 55,314
60,406	23 償還金利子及び割引料	60,406	国庫支出金等返還金 60,406
59,381			

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
	25 積立金	565,981	東日本大震災復興基金積立金 910 東日本大震災復興交付金基金積立金 565,019 津波遺構保存基金積立金 52
1,000			(財源補正)
1,000			

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
△31,960	19 負担金補助及び交付金	△31,960	宮古地区広域行政組合負担金 △31,960
△31,960			

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
△3,000			(財源補正)
△3,000			

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
△7,532	19 負担金補助及び交付金	△7,532	宮古地区広域行政組合負担金 △7,532
△7,532			

議案第 2 号

宮古市市税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて

宮古市市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により、議会の承認を求める。

平成30年5月14日提出

宮古市長 山 本 正 徳

宮古市条例第 22 号

宮古市市税条例の一部を改正する条例

宮古市市税条例（平成 17 年宮古市条例第 76 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前		
(年当たりの割合の基礎となる日数) 第 20 条 前条、第 43 条第 2 項、<u>第 48 条第 5 項</u>、第 50 条第 2 項、<u>第 52 条第 1 項及び第 4 項</u>、第 53 条の 12 第 2 項、第 72 条第 2 項、第 98 条第 5 項、第 101 条第 2 項、第 139 条第 2 項<u>並びに</u>第 140 条第 2 項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定 じゅん に定める年当たりの割合は、<u>閏</u> 年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。 (個人の市民税の非課税の範囲) 第 24 条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第 2 号に該当する者にあつては、第 53 条の 2 の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。 (1)・(2) 〔略〕 2 〔略〕 (均等割の税率) 第 31 条 〔略〕 2 第 23 条第 1 項第 3 号又は第 4 号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ<u>同表</u>の右欄に定める額とする。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"><tr><td style="text-align: center;">〔略〕</td></tr></table> 3・4 〔略〕 (市民税の申告) 第 36 条の 2 〔略〕 2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第 2 条の 2 第 1 項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、施行規則第 2 条第 4 項<u>ただし書</u>の規定により、市長の定める様式による。 3 〔略〕	〔略〕	(年当たりの割合の基礎となる日数) 第 20 条 前条、第 43 条第 2 項、<u>第 48 条第 3 項</u>、第 50 条第 2 項、<u>第 52 条</u>、第 53 条の 12 第 2 項、第 72 条第 2 項、第 98 条第 5 項、第 101 条第 2 項、第 139 条第 2 項<u>及び</u>第 140 条第 2 項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの じゅん 割合は、<u>閏</u> 年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。 (個人の市民税の非課税の範囲) 第 24 条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第 2 号に該当する者にあつては、第 53 条の 2 の規定によって課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。 (1)・(2) 〔略〕 2 〔略〕 (均等割の税率) 第 31 条 〔略〕 2 第 23 条第 1 項第 3 号又は第 4 号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ<u>当該</u>右欄に定める額とする。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"><tr><td style="text-align: center;">〔略〕</td></tr></table> 3・4 〔略〕 (市民税の申告) 第 36 条の 2 〔略〕 2 前項の規定によって申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第 2 条の 2 第 1 項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、施行規則第 2 条第 2 項<u>ただし書</u>の規定により、市長の定める様式による。 3 〔略〕	〔略〕
〔略〕			
〔略〕			

4 給与所得等以外の所得を有しなかった者（第1項又は前項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに、施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書を市長に提出しなければならない。

5 第1項ただし書に規定する者（第3項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合には、3月15日までに、同項の申告書を市長に提出することができる。

6 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第23条第1項第1号に掲げる者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。

7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第23条第1項第2号に掲げる者に、3月15日までに、賦課期日現在において、市内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。

8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から2月以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）（第63条の2第1項第1号において「番号法」という。））第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下

4 給与所得等以外の所得を有しなかった者（第1項又は前項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合においては、3月15日までに、施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書を市長に提出しなければならない。

5 第1項ただし書に規定する者（第3項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合には、3月15日までに、第1項の申告書を市長に提出することができる。

6 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、第23条第1項第1号の者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。

7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、第23条第1項第2号の者に、3月15日までに、賦課期日現在において、市内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。

8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第23条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から2月以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第63条の2第1項第1号において「番号法」という。））第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同

同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

(特別徴収義務者)

第47条の3 前条第1項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付(法第321条の7の4第2項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払をする者(次条第1項において「年金保険者」という。)とする。

(年金所得に係る仮特別徴収税額等)

第47条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合には、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額(当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合には、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額)の2分の1に相当する額をいう。次条第2項において同じ。)を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。

2 [略]

3 第47条の3及び前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第47条の3中「前条第1項」とあるのは「第47条の5第1項」と、「の特別徴収義務者」とあるのは「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)の特

じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

(特別徴収義務者)

第47条の3 前条第1項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付(法第321条の7の4第2項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払をする者(以下この節において「年金保険者」という。)とする。

(年金所得に係る仮特別徴収税額等)

第47条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合には、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額(当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合には、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額)の2分の1に相当する額をいう。以下この節において同じ。)を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。

2 [略]

3 第47条の3及び前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第47条の3中「前条第1項」とあるのは「第47条の5第1項」と、前条第1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の

別徴収義務者」と、前条第1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。

(法人の市民税の申告納付)

第48条 〔略〕

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の9第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の9の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第26項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

5 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて

属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。

(法人の市民税の申告納付)

第48条 〔略〕

2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第5項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて

計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

6 〔略〕

7 第5項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)・(2) 〔略〕

8 〔略〕

9 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第4項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第4項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第4項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人

計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

4 〔略〕

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)・(2) 〔略〕

6 〔略〕

7 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第2項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人

税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第4項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第4項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

（法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金）

第52条 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

2 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第52条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

3 第50条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の

税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第2項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第2項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

（法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金）

第52条 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

4 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得（同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

5 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

2 法人税法第81条の22第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得（同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

6 第50条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

（過疎地域自立促進特別措置法に基づく課税免除）

第62条の3 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）の規定により製造の事業、農林水産物等販売業若しくは旅館業の用に供する設備を新設し、若しくは増設した者について、その事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税については、法第6条第1項の規定に基づき、課税を免除する。

2～5 〔略〕

附 則

（延滞金の割合等の特例）

第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項（第140条の7において準用する場合を含む。）及び第140条第2項（第140条の7において準用する場合を含む。）に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセ

（過疎地域自立促進特別措置法に基づく課税免除）

第62条の3 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）の規定により製造の事業、情報通信技術利用事業若しくは旅館業の用に供する設備を新設し、若しくは増設した者について、その事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税については、法第6条第1項の規定に基づき、課税を免除する。

2～5 〔略〕

附 則

（延滞金の割合等の特例）

第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第3項、第50条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項（第140条の7において準用する場合を含む。）及び第140条第2項（第140条の7において準用する場合を含む。）に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセ

ントの割合にあつては当該特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年７．３パーセントの割合を超える場合には、年７．３パーセントの割合）とする。

- ２ 当分の間、第５２条第１項及び第４項に規定する延滞金の年７．３パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

（納期限の延長に係る延滞金の特例）

第４条 当分の間、日本銀行法（平成９年法律第８９号）第１５条第１項（第１号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年５．５パーセントを超えて定められる日からその後年５．５パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第２項の規定により第５２条第１項及び第４項に規定する延滞金の割合を前条第２項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第７５条の２第１項（同法第１４４条の８において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第３２１条の８第１項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第８１条の２４第１項の規定により延長された法第３２１条の８第４項に規定する申告書の提出期限が当該年５．５パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第５２条の規定による延滞金にあつては、当該年５．５パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第５２条第１項及び第４項に規定する延滞金の年７．３パーセントの割合は、これらの規定及び前条第２項の規定にかかわらず、当該年７．３パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年５．５パーセントの割合を超える部分の割合を年０．２５パーセントの割合で除して得た数を年０．７３パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年１２．７７５パーセントの

ントの割合にあつては当該特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年７．３パーセントの割合を超える場合には、年７．３パーセントの割合）とする。

- ２ 当分の間、第５２条に規定する延滞金の年７．３パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

（納期限の延長に係る延滞金の特例）

第４条 当分の間、日本銀行法（平成９年法律第８９号）第１５条第１項（第１号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年５．５パーセントを超えて定められる日からその後年５．５パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第２項の規定により第５２条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第７５条の２第１項（同法第１４４条の８において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第３２１条の８第１項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第８１条の２４第１項の規定により延長された法第３２１条の８第４項に規定する申告書の提出期限が当該年５．５パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第５２条の規定による延滞金にあつては、当該年５．５パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第５２条に規定する延滞金の年７．３パーセントの割合は、同条及び前条第２項の規定にかかわらず、当該年７．３パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年５．５パーセントの割合を超える部分の割合を年０．２５パーセントの割合で除して得た数を年０．７３パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年１２．７７５パーセントの割合を超える場合には、年１２．７７５パーセントの割

割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。	合)とする。
2 〔略〕 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)	2 〔略〕 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)
第10条の2 〔略〕	第10条の2 〔略〕
2 〔略〕	2 〔略〕
3 法附則第15条第2項第6号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。	3 法附則第15条第2項第3号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。
4 〔略〕	4 法附則第15条第2項第7号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。
5 法附則第15条第29項第1号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。	5 〔略〕
6 法附則第15条第29項第2号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。	6 法附則第15条第29項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。
7 法附則第15条第29項第3号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。	
8 法附則第15条第30項第1号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。	7 法附則第15条第30項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。
9 法附則第15条第30項第2号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。	8 法附則第15条第32項第1号イ及びロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。
10 法附則第15条第32項第1号イからホまでに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。	
11 法附則第15条第32項第2号イ及びロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。	9 法附則第15条第32項第2号イからホまでに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。
12 法附則第15条第32項第3号イからハまでに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。	10 〔略〕
13 〔略〕	11 〔略〕
14 〔略〕	12 〔略〕
15 〔略〕	13 法附則第15条の8第4項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。
16 法附則第15条の8第2項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)	(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
第10条の3 〔略〕	第10条の3 〔略〕
2 〔略〕	2 〔略〕

3 法附則第15条の8第1項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 〔略〕

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第8項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

(3) 〔略〕

4 法附則第15条の8第2項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第12項第1号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 〔略〕

5 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 〔略〕

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第15項において準用する同条第8項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

(3) 〔略〕

6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 〔略〕

3 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 〔略〕

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

(3) 〔略〕

4 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第1号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 〔略〕

5 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 〔略〕

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第24項において準用する同条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

(3) 〔略〕

6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 〔略〕

7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 〔略〕

(4) 令附則第12条第21項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれかに該当するかの別

(5) 〔略〕

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第22項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) 〔略〕

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 〔略〕

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等

(6) 〔略〕

9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 〔略〕

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項

7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 〔略〕

(4) 令附則第12条第30項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれかに該当するかの別

(5) 〔略〕

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第31項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) 〔略〕

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 〔略〕

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等

(6) 〔略〕

9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 〔略〕

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項

に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 〔略〕

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等

(6) 〔略〕

11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告に係る報告書の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 〔略〕

(5) 施行規則附則第7条第13項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 〔略〕

12 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進

に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 〔略〕

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等

(6) 〔略〕

11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第14項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告に係る報告書の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 〔略〕

(5) 施行規則附則第7条第14項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 〔略〕

に関する法律施行令（平成１８年政令第３７９号）第５条第３号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第４号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別

（４）家屋の建築年月日及び登記年月日

（５）利便性等向上改修工事が完了した年月日

（６）利便性等向上改修工事が完了した日から３月を経過した後に申告書を提出する場合には、３月以内に提出することができなかった理由

（土地に対して課する平成３０年度から平成３２年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）

第１１条 次条から附則第１４条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。

（１）～（５） 〔略〕

（６）前年度分の固定資産税の課税標準額 法附則第１８条第６項（附則第１３条の場合には、法附則第１９条第２項において準用する法附則第１８条第６項）

（平成３１年度又は平成３２年度における土地の価格の特例）

第１１条の２ 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第１７条の２第１項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第６１条の規定にかかわらず、平成３１年度分又は平成３２年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第１７条の２第１項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

２ 法附則第１７条の２第２項に規定する平成３１年度適用土地又は平成３１年度類似適用土地であって、平成３２年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第６１条の規定にかかわら

（土地に対して課する平成２７年度から平成２９年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）

第１１条 次条から附則第１４条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。

（１）～（５） 〔略〕

（６）前年度分の固定資産税の課税標準額 法附則第１８条第６項（附則第１３条の場合にあっては、法附則第１９条第２項において準用する法附則第１８条第６項）

（平成２８年度又は平成２９年度における土地の価格の特例）

第１１条の２ 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第１７条の２第１項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第６１条の規定にかかわらず、平成２８年度分又は平成２９年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第１７条の２第１項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

２ 法附則第１７条の２第２項に規定する平成２８年度適用土地又は平成２８年度類似適用土地であって、平成２９年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第６１条の規定にかかわら

ず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第12条 宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税が、当該宅地

ず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第12条 宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税が、当該宅地

等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第13条 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当

等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第13条 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当

該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

〔略〕

（特別土地保有税の課税の特例）

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成33年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 〔略〕

該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

〔略〕

（特別土地保有税の課税の特例）

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成30年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 〔略〕

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の宮古市市税条例（次条第1項において「新条例」という。）第52条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、平成29年1月1日以後に同条第1項又は第4項の申告書の提出期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第29項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋（同項に規定する協定避難用部分に限る。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第30項に規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に新築された旧法附則第15条の8第2項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち同項に規定する旧農地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成30年3月31日

宮古市長 山 本 正 徳

議案第 3 号

宮古市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求め
ることについて

宮古市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第 3 項の規定により、議会の承認を求める。

平成 30 年 5 月 14 日提出

宮古市長 山 本 正 徳

宮古市条例第 23 号

宮古市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

宮古市国民健康保険税条例（平成 17 年宮古市条例第 77 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(課税額) 第 2 条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。 (1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。） (2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。） (3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第 9 条第 2 号に規定する第 2 号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。） 2 前項第 1 号の基礎課税額は、世帯主（前条第 2 項の世	(課税額) 第 2 条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の規定による納付金の納付に要する費用及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定による納付金の納付に要する費用を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した後期高齢者支援金等課税額（課税額のうち、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための課税額をいう。以下同じ。）並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第 9 条第 2 号に規定する被保険者（以下「介護納付金課税被保険者」という。）であるものにつき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、介護保険法の規定による納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）の合算額とする。 2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を

帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が58万円を超える場合には、基礎課税額は、58万円とする。

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する後期高齢者支援金等課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。

4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合には、介護納付金課税額は、16万円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額）

第6条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第10条及び第26条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第10条及び第26条において同じ。）以外の世帯 2万2,200円

(2)・(3) 〔略〕

除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が54万円を超える場合には、基礎課税額は、54万円とする。

3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する後期高齢者支援金等課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。

4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合には、介護納付金課税額は、16万円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額）

第6条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第10条及び第26条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第10条及び第26条において同じ。）以外の世帯 2万2,200円

(2)・(3) 〔略〕

(税の減額) 第26条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>58万円</u>を超える場合には、<u>58万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。 (1) 〔略〕 (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>27万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ 〔略〕 (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>50万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～カ 〔略〕 (特例対象被保険者等に係る申告) 第27条の2 〔略〕 2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類の<u>提示を求められた場合には、これを提示しなければならない。</u>	(税の減額) 第26条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>54万円</u>を超える場合には、<u>54万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。 (1) 〔略〕 (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>27万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ 〔略〕 (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>49万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～カ 〔略〕 (特例対象被保険者等に係る申告) 第27条の2 〔略〕 2 前項の<u>申告書を提出する場合には</u>、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類を提示しなければならない。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- この条例による改正後の宮古市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成30年3月31日

宮古市長 山 本 正 徳